

「いわて地球環境にやさしい事業所」認定審査に関する事務処理要項

第1 趣旨

この要項は、「いわて地球環境にやさしい事業所認定事業実施要領」（以下、「実施要領」という。）第13の規定に基づき、認定事業の実施に関し、必要な事項について定めるものとする。

第2 審査

実施要領第5に規定する審査に関する事項は次のとおりとする。

- (1) 申請書の提出があった場合は、別表1「いわて地球環境にやさしい事業所認定の確認審査基準（以下、「確認審査基準」という。）」により、形式的事項及び実質的事項の確認審査を行うものとする。
- (2) 申請書等に不備な点又は不明な点がある場合は、必要な助言を行い又は補足説明を求めるものとする。
- (3) 審査の処理日程は、別表2のとおりとする。

第3 暫定認定

第2に規定する審査において、申請者が認定区分を変更しない更新認定を希望し、かつ以下に当てはまる場合で、他の確認審査基準に適合している場合は、1年間に限り前区分で引き続き認定するものとする。

その場合、申請者は暫定認定の期間内に、要領第4に定める「いわて地球環境にやさしい事業所」認定申請書（様式1）を所管区域の広域振興局に提出しなければならない。

- (1) 従来認証取得していた環境マネジメントシステムから他の環境マネジメントシステムの認証取得への移行に向け取組みを進めている場合。
- (2) 別表1の「取組成果」に定める基準に適合しないものの、事業者が原因を分析し、それに対する取組を実施した場合の二酸化炭素排出量の目標と、必要に応じて原単位の目標を設定した場合。

第4 審査の保留

第2に規定する審査の過程で、不誠実な行為の疑いが判明した場合の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 疑い状態が解消されるまでは審査を保留し、認定を行わないものとする。
- (2) 更新申請において審査の保留中に認定の有効期間が満了した場合は、保留期間中は認定が継続しているものとして取り扱う。

第5 認定の有効期間

実施要領第8に規定する広域振興局が定める期間は次のとおりとする。

- (1) 新規又は上位の認定区分へ変更する更新認定の場合、有効期間は3年以上3年3箇月を超えない範囲内の4月末、7月末、10月末、1月末のいずれかの日とする。
- (2) 認定区分の変更を伴わない更新又は下位の認定区分へ変更する更新認定で、第3に定める暫定認定に該当しない場合、認定の日は前有効期間の翌日とし、有効期間は認定の日から3年間とする。

(3) 第3に規定する暫定認定の場合、認定の日は前有効期間の翌日とし、有効期間は認定日から1年間とする。

暫定認定後、有効期間内に提出された認定申請書により第3(1)または(2)に規定する暫定認定条件の確認を行い、確認審査基準を満たす場合は、現行区分を継続できることとし、状況確認ができない又は不適合の場合は、下位区分で認定する。

なお、これらの認定の日は前有効期間の翌日とし、有効期間は2年間とする。

(4) 第4に規定する審査の保留が解消後、審査を再開するものとする。

ただし、更新認定における有効期間については、申請時から計算される期間とする。

第6 認定の抹消

実施要領第10に規定する認定の抹消に関する事項は次のとおりとする。

(1) 認定を抹消した場合、認定抹消の旨及びその理由等について通知するものとする。

(2) 認定の抹消から一定の期間は再申請を受け付けられないものとし、その期間は、不誠実な行為の内容を勘案して定めるものとする。

附則

この要項は、平成21年2月1日から施行する。

附則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成24年8月3日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要項は、令和4年10月6日から施行する。

附則

この要項は、令和5年6月1日から施行する。

附則

この要項は、令和5年12月1日から施行する。

附則

この要項は、令和6年9月2日から施行する。

別表1 いわて地球環境にやさしい事業所認定の確認審査基準

事 項		確 認 審 査 基 準
形 式 的 事 業 所 の 項	様 式	<input type="checkbox"/> 実施要領で指定されたものであること。
	提出部数	<input type="checkbox"/> 正本1部
	提出年月日	<input type="checkbox"/> 提出の日であること。
	住 所	<input type="checkbox"/> 申請者の住所が正しく記載されていること。 <input type="checkbox"/> 法人の場合、認定を受ける事業所の住所の記載として構わないこと。
	氏 名	<input type="checkbox"/> 当該申請者の氏名が正しく記載されていること。法人にあってはその名称及びその代表者の氏名を記載していること。 <input type="checkbox"/> 法人の場合、認定を受ける事業所の代表者（工場長、支店長等）の氏名の記載として構わないこと。 例：株式会社〇〇〇〇 岩手支店 支店長 □□□□
	事業所の所在地	<input type="checkbox"/> 提出を行おうとする工場又は事業所の設置場所が記載されていること。 <input type="checkbox"/> 法人の場合、本社（本店）が認定を受ける場合を除き、本社（本店）の所在地が記載されていないこと。
	事業所の名称	<input type="checkbox"/> 提出を行おうとする事業所の一般名称が記載されていること。 例：〇〇〇株式会社△△工場
	事業所の概要	<input type="checkbox"/> 事業の種類など簡潔明瞭に記載されていること。
	担当者の所属、職名及び氏名	<input type="checkbox"/> 記載されていること。
連絡先	<input type="checkbox"/> 電話番号、メールアドレス等が記載されていること。	

実 質 的 事 項	★	基本情報（エネルギー使用量等）	<p>(付表1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 過去のエネルギー使用量が適切に記載されていること。（最低前年度分） <input type="checkbox"/> 適切な二酸化炭素排出係数が記載されていること。 <input type="checkbox"/> 今年度の削減計画が実現できない数値となっていないこと。 <input type="checkbox"/> カーボン・オフセットは、その根拠となる書類が添付されていること。また、J-クレジット活用の場合はクレジット創出者が県内事業者であること。 <p>(なお、★4については、付表1に代えて地球温暖化対策計画書及び届出書を提出し、上記基準を満たしていれば可)</p>
		二酸化炭素の排出の状況	<p>(付表2-1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 過去の二酸化炭素排出状況が記載されていること。 <input type="checkbox"/> 今年度の削減計画が記載されていること。 <input type="checkbox"/> 今年度の削減計画が実現できない数値となっていないこと。 <input type="checkbox"/> 今年度削減計画数値の実現に向けた、より具体的な取組内容が適切に反映されたものであること。（文書表現と計画数値に整合性があること） <p>(なお、★4については、付表2-1に代えて地球温暖化対策計画書及び届出書を提出し、上記基準を満たしていれば可)</p>
		二酸化炭素の排出抑制のための具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 二酸化炭素の排出抑制のための実現可能な具体的な取組内容が記載されていること。 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 申請書に記載する「二酸化炭素の排出を抑制するための具体的な取組内容」の記載にあたり、前々年度及び前年度の二酸化炭素排出量の増減理由等を項目ごとに適切に分析していること。 <input type="checkbox"/> 申請書に記載する「二酸化炭素の排出を抑制するための具体的な取組内容」については、上記分析結果を反映し、より具体的な取組内容となっていること。 <input type="checkbox"/> 「二酸化炭素の排出を抑制するための具体的な取組内容」を実現するため、いつ、どのように従業員に啓発していくのか、徹底させていくのかなど、社員教育や研修の方法について記載されていること。 <input type="checkbox"/> 「二酸化炭素の排出を抑制するための具体的な取組内容」の達成状況を、いつ、どのように把握するのか、その方法、システムが明確となっていること。 <input type="checkbox"/> 原単位改善理由を分析し、二酸化炭素の排出抑制にどのようにつながっていくのか具体的に説明されていること。（原単位評価を行う場合）
		通勤対策	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 二酸化炭素排出を抑制するため、通勤対策の具体的な取組内容（ノーマイカーデーの実施、マイカー通勤自粛の啓発、エコドライブ徹底の啓発など）が記載されていること。

	エコスタ タッフ	<input type="checkbox"/> エコスタッフの氏名が記載されていること。 <input type="checkbox"/> 記載されているエコスタッフが、下記のいずれかに該当すること。 <input type="checkbox"/> エコスタッフ養成セミナーの修了者であること <input type="checkbox"/> 環境社会検定試験（eco 検定）合格者であって1年以上事業所の環境活動に従事している者であること。 <input type="checkbox"/> 環境省認定制度脱炭素アドバイザーの資格を取得している者 <input type="checkbox"/> 以下の証明書類のいずれかが添付されていること。 <input type="checkbox"/> エコスタッフ認定書の写し（認定番号 — ） <input type="checkbox"/> 環境社会検定試験（eco 検定）合格証の写し及び環境活動に従事していることを証する資料（事務分掌等） <input type="checkbox"/> 脱炭素アドバイザーの資格を証明する書類の写し [更新時で、エコスタッフの氏名が前回認定時と変わらない場合には、証明書類は省略可能。ただし、脱炭素アドバイザーについては、毎回必ず提出するものとする。]
★ ★	環境マ ネジメ ントシ ステム	<input type="checkbox"/> 文書化された「環境マネジメントシステム」またはそれに類する書類の写しが添付されていること。 <input type="checkbox"/> 添付された「環境マネジメントシステム」等の内容が適当であること。
★ ★ ★	認 証 登 録 書	<input type="checkbox"/> ISO14001、IES、エコアクション 21、グリーン経営等の認証登録書の写しが添付されていること。 ただし、更新時は次の取扱を適用することができること。 更新時の取扱について <input type="checkbox"/> 更新時において、従来認証取得していた環境マネジメントシステムから他の環境マネジメントシステムの認証取得への移行に向け取組みを進めている場合、1年後、認証登録の状況を確認したうえで認定することとする。それまでは、暫定認定とする。
★ ★ ★ ★	経 年 の 実 績 値	(付表 2-1) 及び (付表 2-2) 又は (地球温暖化対策計画書及び届出書) [新規時で過去 4 年分の経年データが無い場合は付表 2-2 を省略可能] <input type="checkbox"/> 過去の二酸化炭素排出状況が記載されていること。 <input type="checkbox"/> 二酸化炭素排出削減率が正しく計算されていること。 <input type="checkbox"/> 地球温暖化対策計画書及び届出書の場合、過去 4 年間分の二酸化炭素排出状況及び削減率が分かること。 (付表 3-1)、(付表 3-2) またはその他の計算書 [二酸化炭素排出原単位による評価を行わない場合は省略可能] <input type="checkbox"/> 過去の原単位の状況が記載されていること。 <input type="checkbox"/> 原単位の改善率が正しく計算されていること。 <input type="checkbox"/> 認定の対象となる事業所全体の原単位であること。 <input type="checkbox"/> 環境マネジメントシステムに記載の計算方法で原単位を算出していること。 <input type="checkbox"/> 省エネ法に基づき特定事業者の指定を受けている場合は、省エネ法の定期報告と同様の方法で原単位を算出していること。

	取組 成果	<p>□ 二酸化炭素の排出抑制に係る具体的な取組の成果として次のいずれかが認められること。</p> <p>□ 前年度の二酸化炭素総排出量または二酸化炭素排出原単位が、前々年度に比べて改善されていること。</p> <p>□ 直近3カ年の二酸化炭素排出量平均値または二酸化炭素排出原単位平均値が、4年前と比べて改善されていること。</p> <p>ただし、更新時は次の取扱を適用することができること。</p> <p>更新時の取扱について</p> <p>□ 上記基準に適合しない場合、原因を分析し、それに対する取組を実施した場合の二酸化炭素排出量の目標と、必要に応じて原単位の目標を設定し、1年後、その目標の達成状況を確認したうえで認定することとする。それまでは、暫定認定とする。</p>
--	----------	--

※審査に当たっては、確認した事項の□にレすること。

別表2

「いわて脱炭素化経営企業等(いわて地球環境にやさしい事業所)」認定事業の年間スケジュール

認定区分の更新を伴わない更新又は下位の認定区分へ変更する更新認定							新規又は上位の認定区分への変更	
		前年度 第4期	今年度 第1期 第2期 第3期 第4期				来年度 第1期	
今年	3月	審査等	申請受付期間					随時認定 (概ね30日以内) ※閉庁日を除く
	4月							
	5月	(初日) 認定期間開始						
	6月	審査等	申請受付期間					
	7月							
	8月	(初日) 認定期間開始						
	9月	審査等	申請受付期間					
	10月							
	11月	(初日) 認定期間開始						
	12月							
来年	1月	審査等	申請受付期間					
	2月			(初日) 認定期間開始				
	3月	審査等	申請期間					
	4月							
	5月			(初日) 認定期間開始				